平成29年度 総務・通学部会 報告

#### 1 開催について

下記のとおり開催した。

回数	開催日/場所	協議事項				
	平成 30 年 1 月 29 日 (月)					
第11回	午後7時~	(1)【スクールバス】乗降場所基準について				
	小川総合支所					
	3階 第3会議室					
	平成 30 年 2 月 22 日 (木)					
笠19同	午前 8 時 30 分~	(1)スクールバスの運行経路及び乗降場所について				
第12回	小川総合支所	(2) スクールバス乗降所の設置基準について				
	1階 会議室					

#### 2 各協議事項

(1) 通学体制・通学路等・スクールバスについて

#### 第11回協議概要

小美玉市立小川南小学校スクールバス運行計画案の基本的な考え方を整理した乗降所 設置基準の協議を行った。

設置基準にあてはまると考えられる施設等13ヶ所を児童分布図,航空写真等を使用して,各場所の状況概要を確認。

#### 第11回協議まとめ

- ・乗降時の安全を確保するため、道路以外の場所に停車し、乗降することとする。
- ・学校から概ね3km以上の箇所に乗降場所を設ける条件を再度確認する。
- ・乗降場所一覧から道路敷を削除し、残りを乗降場所の候補とした。乗降場所の候補を 利用ができるよう区長への説明等環境整備をすすめる。
- ・検討した運行経路,乗降場所の候補とした公共施設をバスで試走し,現状の確認を行 うこととする。

#### 第12回協議概要

バス (マイクロバス) で、想定している運行経路を走行し、前回の協議で、乗降場所の 候補とした公共施設 8ヶ所の現状の確認を行った。

試走後,乗降所設置基準について協議を行った。

#### 第12回協議まとめ

・乗降所設置基準は、公共施設の利用を前提とし、公共施設以外の場所の利用の条件を ただし書きとする案とした。

- ・公共施設以外の利用の申請について、区長の同意を得て利用者の代表が申請することとした。
- ・運行を開始後、児童数の減少等の利用者の状況に応じ、適宜、変更することとした。

#### ~調査検討結果~

- ・乗降所設置基準(案)を別紙1のとおりとする。
- ・利用する公共施設を別紙2のとおりとする。

#### 添付書類

- ・別紙1 乗降所設置基準(案)
- ・別紙2 乗降場所として利用する公共施設
- ・参考 総務・通学部会で使用した資料

#### 乗降所設置基準(案)

乗降所の設置にあたっては、下記の全ての要件を満たす、運行経路上の公 共施設とする。

- 1 学校からの距離が概ね3 k m以上離れている
- 2 車道以外で乗降ができる
- 3 バスが通り抜け、若しくは転回できる

ただし、公共施設以外の場所であっても、上記要件のほか、運行計画に影響を及ぼさない下記の全ての要件を満たす場所については、乗降所とすることができる。

- 1 乗降所間の距離が概ね1 k m以上離れている場所
- 2 所有者の同意が得られている土地
- 3 形状の変更を伴わず容易に整備できる農地以外の土地

なお、上記の乗降所の場合は、利用者の代表が行政区長の同意を得て申請 する。

※教育委員会において、整備及び維持補修を行なう(砕石敷き程度)

別紙2

乗降所として利用する公共施設

	施設	利用行政区(想定)	距離(小川南小まで)	形状等	利用想定
1	下田(二)公 民館	下田(二)	4.6 k m	施設	通り抜け
2	宮田防災公園	下田(一), 宮田,中根	3.6 k m	施設	転回
3	清水頭公民館	清水頭	6.4 k m	施設	転回
4	外之内公民館	外之内	5.1 k m	施設	転回
5	<b>倉数公民館</b>	倉数川前,倉 数川向	6.0 k m	施設	転回
6	与沢公民館	与沢,羽木上	4.0 k m	施設	転回
7	与沢百里公民 館	与沢百里	5.9 k m	施設	転回
8	小川浄水場前	山野,小川ニュー タウン,田中台	3.0 k m	施設	通り抜け

一部の公民館等については、スクールバスが、駐車できるよう改修を行う。

### 総務・通学部会で使用した資料

### 第11回

- ・資料1 【スクールバス】乗降場所基準について
- ・別紙 小美玉市立小川南小学校スクールバス運行計画案
- ・当日 運行経路沿いにある施設等

#### 第12回

- ・資料1 運行経路沿いにある施設一覧
- ・資料2 想定ルート
- ・資料3 ルート図 (A~F)
- ・資料4 乗降所設置基準(案)

#### 【スクールバス】乗降場所基準について

1 小美玉市立小川南小学校スクールバス運行計画案における乗降場所等の条件

別紙のとおり

2 乗降場所を検討する基本的な考え方

運行経路(使用する道路)を定め、乗降場所を検討する。

最短且つ、他の交通に支障とならない運行経路を定めたうえで、運行経路の中に乗降場所を検討する。

※乗降場所を決めて、運行経路を決めた場合、乗降場所の利用単位を定めることが難しく、運行経路が長くなると考えられる。

#### 3 乗降場所の要件(案)

運行計画案では、基本的な考え方を整理したうえで、仮の乗降場所を設置したが、乗降場所の要件としては、不明確なため、下記のとおり整理を行った。

#### (立地)

小川南小学校から概ね3km以上の運行経路上とする。

#### (技術等)

公の施設であり、交通に支障なく、安全に乗降できる下記の要件を満たす場所とする。

- ・バスが安全に停車でき、通り抜けもしくは、転回できる。
- ・車道以外の場所で、乗降ができる。

また、公の施設以外の場所で、検討を行う場合に付加する要件として、次の要件が考えられる。

- ・有償の賃貸借契約はしない。
- ・整備、維持補修がないようにする。(維持補修は行わない。)

#### 小美玉市立小川南小学校スクールバス運行計画案

別紙

#### 基本的な考え方

#### • 利用基準

教育活動に支障のないよう、以下に掲げる要件に該当する場合に、通学支援を行う。

通学距離が、概ね3km以上の行政区

通学距離が、2km以上3km未満で次の要件に該当する行政区

- ・ 少人数のために集団登下校ができない行政区
- ・県道が通学路となり、歩道等による安全が確保できない行政区

#### • 運行路線及び乗降場所

運行経路は、児童の精神的負担等の軽減を図るため、最短経路を確保するとともに、通学バスの送迎に要する乗車時間は、30分以内を基本とする。

また,体力向上等のために徒歩通学が有効であることから,通学路の安全が確保できる範囲において,乗降場所は,必要最小限の設置とする。

基本的な考え方にもとづき、利用基準等を下記のとおりとして、「走行計画(バス別時刻表)」を作成する。

#### • 利用基準

行政区内に3km地点がある行政区を概ね3km以上の行政区とする。

小川鉾田線に歩道が無い箇所があるため、田中台を「県道が通学路となり、歩道等による安全が確保できない行政区」として対象とする。

	MUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUUU							ノて対象し		
行政区名	足色	児童数	1年生	2年生	3年生	低学年	4年生	5年生	6年生	高学年
1 倉数川向	完全3kmを越す	13	2	3	4	9		2	1	4
2!与沢百里	!完全3kmを越す	6		1	2	3	2	1		3
3 清水頭	完全3kmを越す	16	4	5	4	13		3		3
4 下田 (二)	完全3kmを越す	4		2	1	3	1			1
5 外之内	完全3kmを越す	28	5	4	5			3	5	14
6 倉数川前	完全3kmを越す	19	4		5	9	4	_	4	10
7.与沢	完全3kmを越す	21	3		4	11	2	5	3	10
8 宮田	完全3kmを越す	5	2	2		4		]    -	1	1
9 小川ニュータウン	行政区の中に3km地点	25	3	7	4	14	4	4	3	11
10!下田(一)	行政区の中に3km地点	8	2	1	2	5		! !	3	3
11	行政区の中に3km地点	16	2	4	2			3	4	8
12 山野	行政区の中に3km地点	23	5	3	6	14	1	4	4	9
13 中根	行政区の中に3km地点	19	3	3	7	13	3	2	1	6
14 田中台	3km以内	12	2	J	2	7	3		1	5
	合計	215	37	42	48	127	28	30	30	88

※児童数は、開校時の推計(平成29年4月現在の住民基本台帳による。)

#### • 運行経路及び乗降場所

一番遠い距離の行政区を始点として、学校までの最短経路を基本とする。 車両が進入して、停車できる場所とする。路上での停車は、極力、避ける。

乗降場所までの距離は、1.5km(徒歩で30分以内)を目安とする。ただし、安全に乗降できる場所がこの範囲にない場合は、この限りでない。

維持管理が、円滑に行えるように、公共施設の敷地等を優先して活用する。

	ルート/距離(乗車時間)	対象行政区	人数	合計	使用する主な道路	乗降場所 (仮)
1	下田(二)ゴルフ場ルート 7.2km (16分)	下田 (二) 宮田 (一) 中根	4 5 8 9 19	36	市道小101号線 県道玉里水戸線	ゴルフ場付近(市道小101号線沿い) 宮田防災公園
2	与沢百里公民館ルート 6km (12分)	与沢百里 与沢	6 21		市道小112号線 県道小川鉾田線	与沢百里公民館 橘小
3	橘小ルート 4km (8分)	羽木上	16	16	県道小川鉾田線	橘小
4	倉数公民館ルート   6km (12分)	倉数川向 倉数川前	13 19		県道小川鉾田線	<b>倉数公民館</b>
5	浄水場ルート 3km (6分)	かりにュータウン 山野 田中台	25 23 12	60	県道小川鉾田線 市道小108号線 市道小109号線	浄水場前(歩道)
6	そららルート 6km (12分)	清水頭 外之内	16 28	44	県道大和田羽生線 県道小川鉾田線	空のえき「そ・ら・ら」

#### その他

車両の借上げも含めた、業務委託とする。

#### 【参照】バスについて

バスの定員は、補助席を使用しない正席のみの数とする。

参考定員数 ・マイクロバス 22人 ・中型バス 37人 ・大型バス 45人

※使用車両は、対象人数にあわせた最低台数とする。ただし、乗降場所の状況等により想定した車両が使用できない場合がある。

当日

### 運行経路沿いにある施設等

	施設等	ルート※1	距離	形状等	利用想定		広さ等		改修	備考	
	心故守	70-1-201	40000000000000000000000000000000000000	心扒守	利用泥处	乗降	通り抜け・ 転回	交通への影 響	以修		
1	メロンロード道路敷	下田(二)ゴルフ 場ルート	6.2 k m	道路敷(柴 高地区内)	始点・終点のため, 通り抜け・転回なし	Δ	_	Δ		道路両側にあり。外側線〜舗装端幅 250cm、340cm	
2	下田(二)公民館	下田(二)ゴルフ 場ルート	4.6 k m	施設	_	×	×	×	0	進入不可と思われる。路上停車,道路を横断しての乗降する。	
3	宮田防災公園	下田(二)ゴルフ 場ルート	3.6 k m	施設	敷地内で転回	0	0	0		県道から約500m 進入 路が狭い	
4	清水頭公民館	そららルート	6.4 k m	施設	敷地内で転回	0	0	0	0	進入口が狭い(金網のフェンス)	
5	そらの駅「そ・ら・ ら」	そららルート	6.2 k m	施設	敷地内で転回	0	Δ	0		朝,進入口が閉まっている	
6	外之内公民館	そららルート	5.1 k m	施設	敷地内で転回	0	0	0	0	進入口が狭い(歩道の開口 部6m)	
7	陣屋交差点	倉数公民館ルート	7.6 k m	道路敷(行 方市内)	始点・終点のため, 通り抜け・転回なし	Δ	_	0		片側のみ (外側線~歩道端800 cm )	
8	<b>倉数公民館</b>	倉数公民館ルート	6.0 k m	施設	敷地内で転回	0	Δ	0	0	進入口が狭い	
9	県道小川鉾田線道路 敷花壇(倉数川前)	倉数公民館ルート	4.7 k m	道路敷花壇	通り抜け	Δ	0	Δ	0	片側のみ 外側線〜歩道端770 c m 長さ70m	
10	橘小学校(与沢公民館)	橘小ルート	3.9 k m	施設	敷地内で転回	0	0	0	0	接している市道が狭い。進入口が閉まっている。	
11	与沢百里公民館	与沢百里公民館 ルート	5.9 k m	施設	敷地内で転回	0	Δ	0	0	接している市道が狭い。	
12	与沢百里道路敷	与沢百里公民館 ルート	6.4 k m	道路敷	始点・終点のため, 通り抜け・転回なし	Δ	<u> </u>	Δ		狭い市道の片側のみ 外側 線〜舗装端250cm	
13	浄水場前歩道	浄水場ルート	3.0 k m	道路敷	通り抜け	Δ	0	Δ	0	市道の片側のみ 交差点付 近	

<sup>※1</sup>小美玉市立小川南小学校スクールバス運行計画案に示したルート名を使用

参考1 広さ等の評価基準						
	車道以外での乗降ができる…○					
乗降	車道以外での乗降だが、待機等が歩道等と なる…△					
	車道での乗降となる…×					
	利用想定どおり実施できる…〇					
通り抜け・転回	切り返し等が生じる恐れがある…△					
	通り抜け・転回が不可能である…×					
	他の交通の迂回が生じず,視界の妨げにも ならない…〇					
交通への影響	迂回, 視界のどちらかに支障が出る…△					
	迂回, 視界どちらにも支障が出る…×					

資料1

運行経路沿いにある施設一覧

生	度11柱路AVICのも他設一員										
	± <del>-</del>	利用行政区	距離(小川	T (   1) 7/7	利用想		広さ等				
	施設	(想定)	南小まで)	形状等	定	乗降	通り抜け・ 転回	交通への影 響	改修	備考	
1	下田 (二) 公民館	田门	4.6 k m	施設	通り抜 け	×	×	×	0	進入不可と思われる。路 上停車,道路を横断して の乗降する。	
2	宮田防災 公園	下田 (一),宮 田, 中根	3.6 k m	施設	転回	0	0	0		県道から約500m 進入路が狭い	
3	清水頭公 民館	清水頭	6.4 k m	施設	転回	0	0	0	0	進入口が狭い(金網のフェンス)	
4	外之内公 民館	外之内	5.1 km	施設	転回	0	0	0	0	進入口が狭い(歩道の開口部6m)	
5	倉数公民 館	倉数川 前,倉数 川向	6.0 k m	施設	転回	0	Δ	0	0	進入口が狭い	
6	与沢公民 館	与沢,羽木 上	4.0 k m	施設	転回	0	0	0	0	接している市道が狭い。進入口が閉まっている。	
7	与沢百里 公民館	与沢百里	5.9 k m	施設	転回	0	Δ	0	0	接している市道が狭い。	
8	浄水場	山野, 小川 ニュータウ ン, 田中台	3.0 k m	施設接道	通り抜 け	Δ	0	Δ	0	市道の片側のみ 交 差点付近	

## ※広さ等の評価基準

	車道以外での乗降ができる…○						
乗降	車道以外での乗降だが、待機等が歩道等となる…△						
	車道での乗降となる…×						
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	利用想定どおり実施できる…〇						
通り抜   け・転回	切り返し等が生じる恐れがある…△						
	通り抜け・転回が不可能である…×						
	他の交通の迂回が生じず,視界の妨げにもならない…〇						
交通への影響	迂回, 視界のどちらかに支障が出る…△						
	迂回,視界どちらにも支障が出る…×						

資料2

### 想定ルート

ルート※	距離	乗車時間	乗降場所	までの	連行経 路上の 距離	乗車時間	概要
1			下田(二)公民館	4.6			始点・終点となる。登校時はメロンロード方面から進入して待機する。
下田 (一),下	6.3 km	14 分	宮田防災公園	3.6	2.7	6	玉里水戸線から進入する。転回する。
田(二), 宮田,中根			小川南小学校	_	3.6	8	_
2			清水頭新農村集落セン ター	6.4	_	_	始点・終点となる。 転回する。
清水頭,	6.4 km	14 分	外之内公民館	5.1	1.3	3	進入して停車。転回する。
外之内			小川南小学校	_	5.1	11	
3			与沢百里公民館	5.9	_	_	始点・終点となる。 転回する。
与沢百里, 与沢, 羽木	6.6 km	14 分	与沢公民館	4	2.6	6	進入して停車。転回する。
上※			小川南小学校	_	4	8	
4	6 km	12 分	<b>倉数公民館</b>	6	0	_	始点・終点となる。
倉数川前, 倉数川向	O KIII		小川南小学校	_	6	12	
5	4 km	8分	与沢公民館	4	0	_	進入して停車。転回する。
与沢,羽木 上	4 KIII		小川南小学校	_	4	8	
6	3 km	6分	浄水場前	3	0	_	登下校ともに与沢方面から進入する。
山野, 小川 ニュータウン, 田中台	o kiii		小川南小学校	_	3	6	_

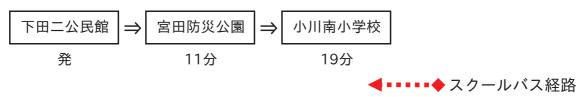
<sup>※</sup> ルートは、最初の乗降場所から出発して、小川南小学校までの経路

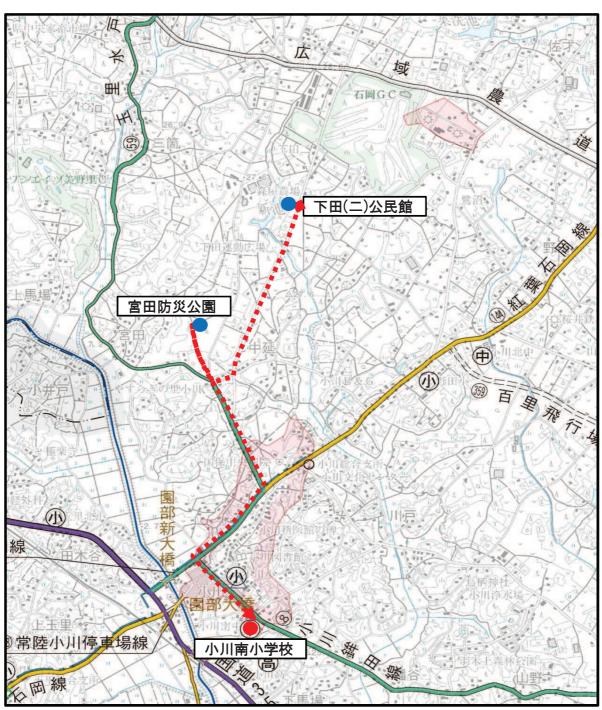
資料3

## Aルート

対象行政区: 宮田, 中根, 下田(一), 下田(二)

対象児童数:36名

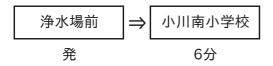




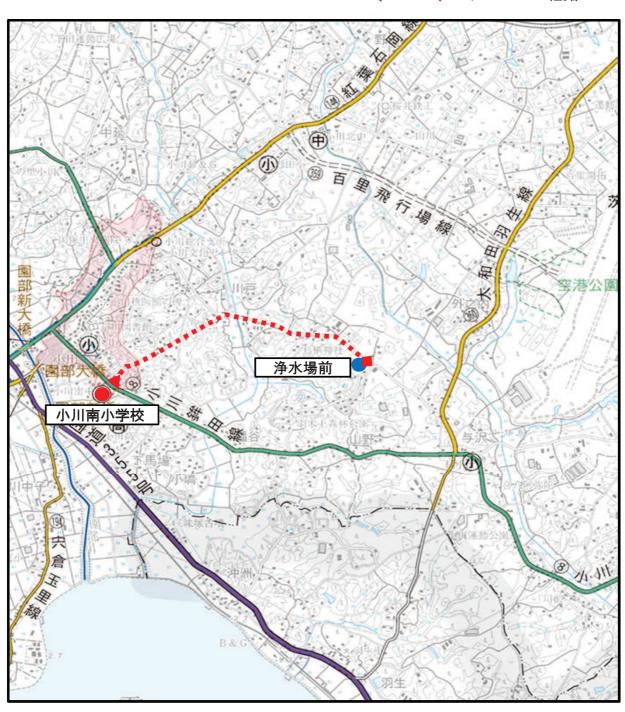
## Bルート

対象行政区:山野,田中台

対象児童数:35名



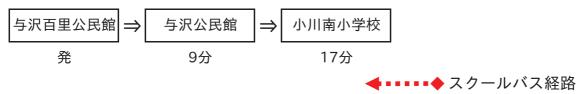
◆••••◆ スクールバス経路

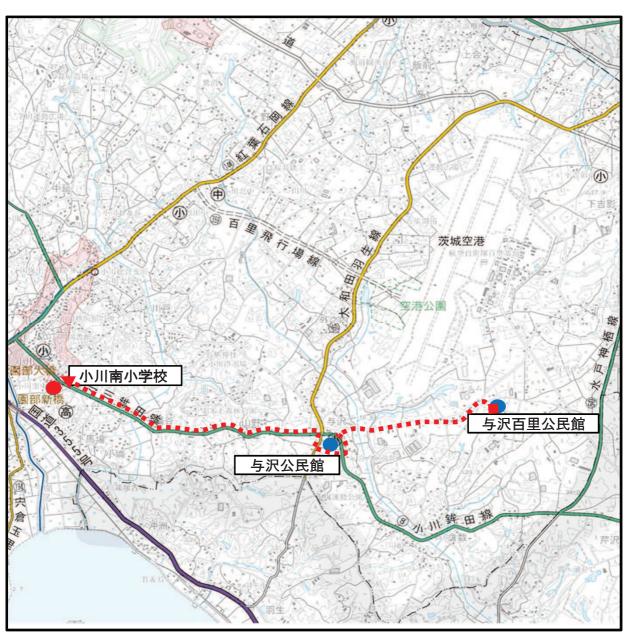


## Cルート

対象行政区:与沢百里,与沢

対象児童数:27名

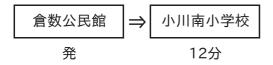




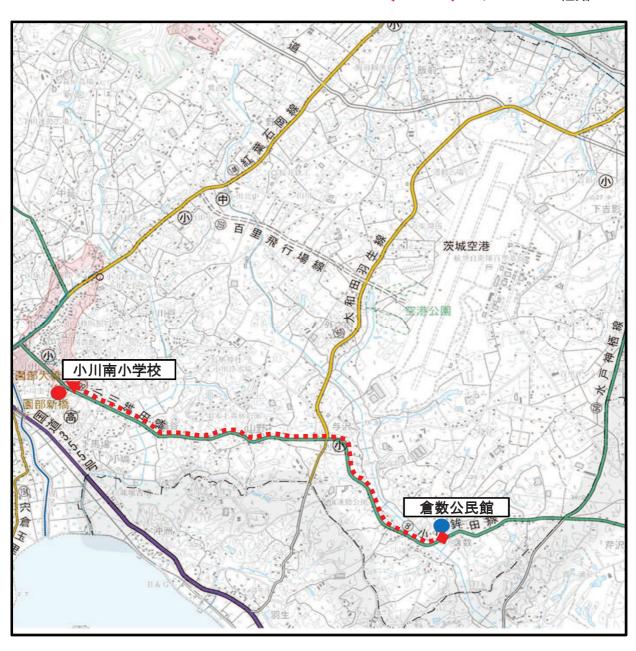
# ロルート

对象行政区: 倉数川向, 倉数川前

対象児童数:31名



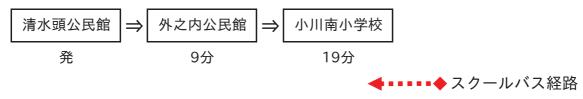
**◀••••** スクールバス経路

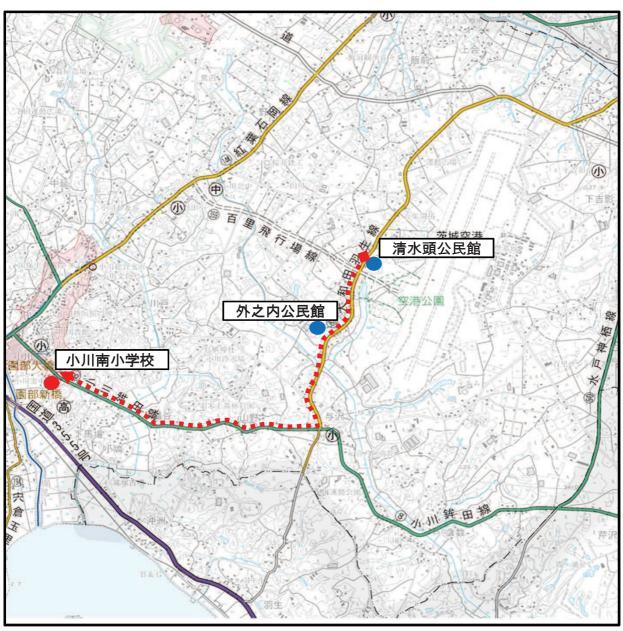


# Eルート

対象行政区:清水頭,外之内

対象児童数:44名



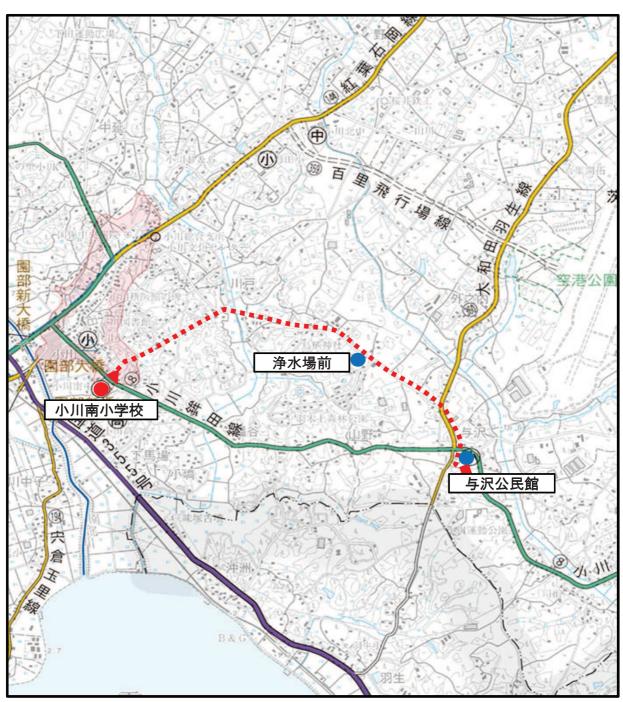


## Fルート

対象行政区:羽木上, 小川ニュータウン

対象児童数:41名





#### 乗降所設置基準(案)

乗降所の設置にあたっては、下記の全ての要件を満たす、運行経路上の公 共施設とする。

- 1 学校からの距離が概ね3 k m以上離れている
- 2 車道以外で乗降ができる
- 3 バスが通り抜け、若しくは転回できる

ただし、公共施設以外の場所であっても、上記要件のほか、運行計画に影響を及ぼさない下記の全ての要件を満たす場所については、乗降所とすることができる。

- 1 乗降所間の距離が概ね1 k m以上離れている場所
- 2 所有者の同意が得られている土地
- 3 形状の変更を伴わず容易に整備できる農地以外の土地

なお、上記の乗降所の場合は、区長または利用者の代表を申請人とする。

【教育委員会において、整備及び維持補修を行なう(砕石敷き程度)】